

オウム真理教事件死刑囚 12 名の 死刑執行回避を求める要請書

平成 23 年 11 月最高裁判所は、中川智正被告及び遠藤誠一被告の上告を棄却し、新たに 2 名の死刑判決が確定いたしました。彼らの刑事責任は極めて重く、許されるものでないことは各判決が示すとおりです。しかしながらこの 2 名も、既に死刑が確定している宮前一明、横山真人、端本悟、林泰男、早川紀代秀、廣瀬健一、豊田亨、井上嘉浩、新実智光、土谷正実、各死刑囚と同様、すべて教祖麻原彰晃こと松本智津夫の絶対的な指示により罪を犯したのであり、個人として犯罪の動機も意思もなく、もとより犯罪性向もまったくありませんでした。

オウム真理教事件は、すべて、教祖による宗教教義を背景とした精緻なマインド・コントロールのシステム、更には LSD や覚醒剤など薬物まで使って洗脳された信者が犯したものです。彼らは絶対者教祖の手足として罪を犯させられたのでした。

またこの団体は、破壊的カルト集団が化学兵器まで製造してテロ行為を行うことができることを示しました。破壊的カルト集団は時に国家社会を揺るがすような事件を起こすのですが、更に数段危険な事件を起こしたカルト団体として、文字どおり世界から注目を受けています。

日本でも世界でも、かような事件を二度とふたたび起こさせはなりません。そのためには、メンバーへの心理操作、そのテクニック、代表とメンバーの間で起こっていく心理的な共振現象、まして薬物使用の影響などの徹底した解明作業を行い、その対策を練っていくことが必要不可欠です。しかるに日本は、未だこの事件の報告、ましてメンバーの心理につきどのような機序で事件に至ったのかという報告も世界に向けて発信していません。これらの解明作業にも各死刑囚は必須の人材であります。

もとより、未だ残存するオウム真理教（「アレフ」と「ひかりの輪」など）を崩壊させるためには、実行犯である彼らが獄中に存在し、同じ信者である自らも罪を犯す可能性があったのだ、事件がまだ終わっていないのだと自覚させることこそ、大切です。教祖が今後とも反省して供述する可能性がまずない事案であればこそ、尚更に彼らの生存が必要なのです。未だ教祖への帰依を誓う死刑囚にあっても、年齢を重ねていくなかで、どのような心理的变化があるのかが、強く注目されます。

このような中で、彼ら 12 名の死刑を執行してしまつては、再発防止と問題解決のための重要な手がかりを失うこととなります。彼らは、教祖の手足だったのであり、破壊的カルトの問題につき警笛を鳴らす存在であり、重要な証人なのです。

彼らは、死刑により死なせてはならないものです。

上記のことをどうぞご理解頂き、宮前一明、横山真人、端本悟、林泰男、早川紀代秀、廣瀬健一、豊田亨、井上嘉浩、新実智光、土谷正実、中川智正、遠藤誠一、各死刑囚に対する死刑執行を回避していただくよう要請いたします。

年 月 日

法 務 大 臣 殿

氏 名	住 所

(署名送付先)

〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-69 とらすと法律事務所気付 オウム真理教家族の会

お願い：署名用紙を FAX で頂戴いたしますと無効扱いとなつてしまい、折角のご厚志が無駄になってしまいます。大変お手数ですがご郵送くださいますようお願いいたします。